関内駅周辺地区駐車場整備ルール

横浜市都市整備局都心再生課



目 次

1	関内駅周辺地区 駐車場整備ルールについて	 1
	(1) 「関内駅周辺地区エリアコンセプトブック」に基づく取組	
	(2)「関内駅周辺地区 駐車場整備ルール」策定の目的	
	(3) 対象区域·対象施設	
2	駐車場整備ルール	 3
	(1) 平日・休日の需要に応じた必要駐車台数の算定	
	(2) 敷地外駐車場	
3	ルール適用の条件	 5
	(1) 駐車場の適切な施設計画・運用を行うこと	
	(2) まちづくりへの貢献を行うこと	
	(3) 駐車場利用状況の定期報告を行うこと	
4	ルール適用の手順	 7
	(1) 駐車場整備・運用計画書の提出	
	(2) 申請書類について	
	(3) 駐車場利用状況の報告	

1 関内駅周辺地区 駐車場整備ルールについて

(1)「関内駅周辺地区エリアコンセプトブック」に基づく取組

関内駅周辺地区は、開港以来、横浜の発展をけん引してきた関内・関外地区の中心であり、横浜の顔として長年にわたり市民に親しまれてきた地区です。この地区では、現市庁舎街区活用事業、教育文化センター跡地活用事業、横浜文化体育館再整備事業、港町民間街区の市街地再開発事業など、複数の大規模事業が予定されており、この地区の新たなまちづくりの方向性は、関内・関外地区をはじめとした今後の都心臨海部全体にとって非常に重要なものとなります。









横浜市では、平成31年1月、関内駅周辺地区の新たなまちづくりの方向性を示した「**関内 駅周辺地区エリアコンセプトブック」**(以下、「エリアコンセプトブック」という)を策定しました。

エリアコンセプトブックでは、この地区が<u>「国際的な産学連携」「観光・集客」をテーマとしたまちづくりを進めること</u>や、<u>来街者や住民が安心して楽しく歩ける「歩きやすい地区」</u>を目指すこと等を示しています。

今後、関内駅周辺地区において、エリアコンセプトブックに基づいた具体的な取組を行い、市庁舎の移転を契機としたまちづくりを進めていきます。

(2) 「関内駅周辺地区 駐車場整備ルール」策定の目的

関内駅周辺地区には、JR及び市営地下鉄の駅が3つあり、公共交通による利便性に優れた地区です。このような地区の特徴もいかし、関内駅周辺地区が「歩きやすい地区」となるためには、交通広場の整備等による更なる公共交通の利用促進、「観光・集客」に資する交通機能の導入、歩道拡幅等の歩行者空間の充実のほか、必要以上の駐車場整備の抑制や適正な駐車場配置の推進が有効です。

このたび、関内駅周辺地区を「歩きやすい地区」とすることを目指し、関内駅周辺地区の駐車場整備に関するルールを定めます。

なお、本ルールは、関内駅周辺地区における交通環境や駐車場の利用状況の変化、エリアマネジメント組織の発足等、 周辺状況の変化に応じて、適宜更新するものとします。 関内駅周辺地区 エリアコンセプトブック "歩きやすい地区" 関内駅周辺地区 駐車場整備ルール

※「関内駅周辺地区エリアコンセプトブック」については、次のURLからご覧ください。

<URL> https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-

kankyo/toshiseibi/toshin/genshichoshagaikutou/genshichosha.files/siryou9-acb.pdf

(3) 対象区域・対象施設

対象区域は、都市再生特別措置法に基づく特定都市再生緊急整備地域に指定されている**関 内駅周辺地区**(図1)とします。

また、「2 駐車場整備ルール(1)」の対象施設は、本ルールの適用を希望する複合施設で、「大規模小売店舗立地法の適用を受ける店舗を含む施設」及び「横浜市駐車場条例に基づく駐車場の附置義務の対象となる施設」の両方を含むものとします。

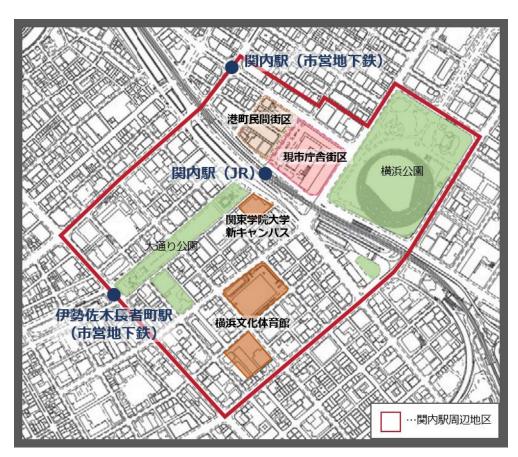


図1 対象区域

2 駐車場整備ルール

(1) 平日・休日の需要に応じた必要駐車台数の算定

複合施設を整備する場合、施設内の各用途の利用特性が異なるため、用途ごとに求められる駐車場利用のピークが曜日や時間帯によって異なる場合があります。その際、各用途のピーク時の駐車需要を別々に算出して合算すると、結果的に需要を超えた過大な駐車場を整備することになります。

関内駅周辺地区においては、まちづくりのテーマである<u>「国際的な産学連携」「観光集客」</u>

※の機能誘導を推進するため、これらの用途を導入する複合施設を整備する場合は、複合施設

全体で平日・休日別の駐車需要を勘案して、多い方の総需要に基づき、必要駐車台数を算定することができます。

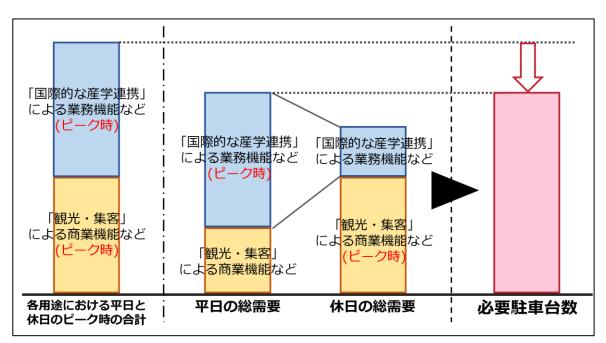


図2 必要駐車台数の算定イメージ

なお、適用にあたっては、次の事項の確認を行います。

- ○駐車場整備の目的となる用途が「国際的な産学連携」「観光・集客」に貢献するもの であること
- ○平日・休日別の駐車需要台数の根拠が妥当であること (類似施設の実績など、根拠資料を提出すること)
- ○駐車場全体の台数として、横浜市大規模小売店舗立地法運用要綱に基づく必要駐車台 数と横浜市駐車場条例に基づく附置義務駐車台数は、それぞれ確保すること
- ※「国際的な産学連携」「観光・集客」については、エリアコンセプトブックをご参照ください。

(2) 敷地外駐車場

原則、図3の青色の路線(以下、指定路線という)のみに接した敷地において、敷地外に 駐車場を設置することができます。(横浜市駐車場条例第10条第1項)

地区内の様々な場所で自動車の駐車場への入出庫が発生すると、歩行者と自動車の動線が 錯そうし、快適な歩行者空間が分断される可能性がありますが、敷地外の駐車場設置が進み 集約化されることによって、駐車場出入口の数が最小化され、連続した安全な歩行者空間が 形成されます。また、これまで駐車場として計画されていた建物低層部に商業機能が入るスペースが生み出されるなど、地区の賑わい形成につながることが考えられます。さらに、地 区内の既存駐車場の有効活用につながることも期待されます。

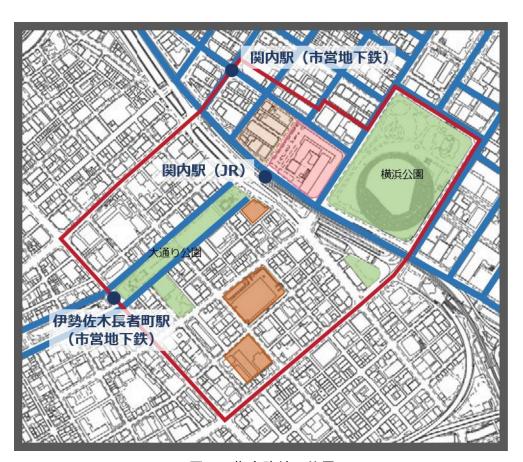


図3 指定路線の位置

※本項の内容は、関内駅周辺地区以外の一部の地区も対象となっています。

詳しくは、横浜市駐車場条例取扱基準をご参照ください。

<URL>https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kotsu/toshikotsu/ chushajo/jorei/gimu.files/0020_20190409.pdf

3 ルール適用の条件

「2 駐車場整備ルール(1)」の適用に当たっては、次の(1)(2)(3)を遵守することを条件とします。

(1) 駐車場の適切な施設計画・運用を行うこと

- ①駐車場を計画する際は、適切な施設計画や運用を図ること
- ②平日・休日の需要に応じた必要駐車台数の算定にあたっては、平日・休日別の駐車需要 台数の根拠を明らかにし、需要予測に応じた適切な運用を行うこと
- ③運用にあたり支障が生じた場合に追加実施する対応策をあらかじめ検討しておくこと

※①の参考例

<施設計画>

- ・駐車場出入口の位置及び数は、施設への適切なアクセス経路を踏まえて設定する。
- ・左折 in 左折 out を基本とした駐車場への動線を設定し、右折入出庫を防止する。
- ・車いす利用者等の移動制約者や荷捌き作業のためのスペースを十分に確保する等、 利用者ニーズへの対応を行う。
- ・周辺交差点への交通負荷を考慮した、駐車場出入口の位置、入出庫動線、敷地内 滞留長等とする。

など

<運用計画>

- ・効率的に入出庫させるための工夫(事前精算のシステムの導入、混雑時の係員による料金収受等)を行う。
- ・駐車場内の車両のうろつきを防止し、スムーズに場内誘導を行うための工夫(空き 区画の案内表示システムの採用、場内誘導経路の提示等)を行う。
- ・関内駅周辺地区内における複数施設の駐車場が連携した取組(発券サービス及び空き情報案内等)を検討する。

など

(2) まちづくりへの貢献を行うこと

- ①地区内を中心とした自動車利用の低減に向けて、自動車以外の交通手段の提供や自動車 以外の交通手段の利用を促すための取組の検討を行うこと
- ②関内駅周辺地区のマネジメント※(まちの情報発信、イベントの実施、公共空間の活用、 災害時の共助の取組、コミュニティづくりなど)に貢献すること

**関内駅周辺地区のマネジメントについては、エリアコンセプトブックをご参照ください。 <URL> https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/ toshin/genshichoshagaikutou/genshichosha.files/siryou9-acb.pdf

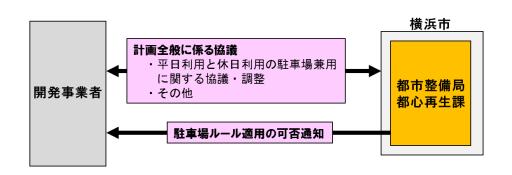
(3) 駐車場利用状況の定期報告を行うこと

駐車場の適正な維持管理を行い、駐車場の利用状況を定期的(年度ごと)に市へ報告する こと

4 ルール適用の手順

「2 駐車場整備ルール(1)」の適用を希望する開発事業者は、あらかじめ「駐車場整備・運用計画書」について横浜市と協議・調整を行います。「駐車場整備・運用計画書」について、横浜市から承認を受けた場合にのみ「2 駐車場整備ルール(1)」の適用が認められます。

横浜市との協議においては、都市整備局都心再生課が窓口となり、関係部署との調整を行ったうえで、ルール適用の可否を通知します。開発事業者は、通知結果を添付して、駐車場条例 及び大規模小売店舗立地法に関わる協議を行ってください。



(1) 駐車場整備・運用計画書の提出

「駐車場整備・運用計画書」(様式1)は、次の項目を基本として作成してください。

内 容	項目	
計画フレームの策定	a. 施設配置計画	
	b. 施設計画規模	
	c. 想定就業者数	
	d. 想定集客者数	
周辺道路への影響予測	a. アクセス道路の負荷予測	
	b. 周辺交差点の負荷予測	
ルール適用の条件	a. 駐車場の適切な施設計画・運用計画	
	b. まちづくりへの貢献	

※その他検討の必要がある項目については、横浜市と協議の上、作成するものとします。 ※平日・休日の需要に応じた必要駐車台数の算定にあたっては、平日・休日別の駐車需要 台数の根拠を明らかにし、ルール適用による支障が出ないことの担保となる資料を提出 してください。

(2) 申請書類について

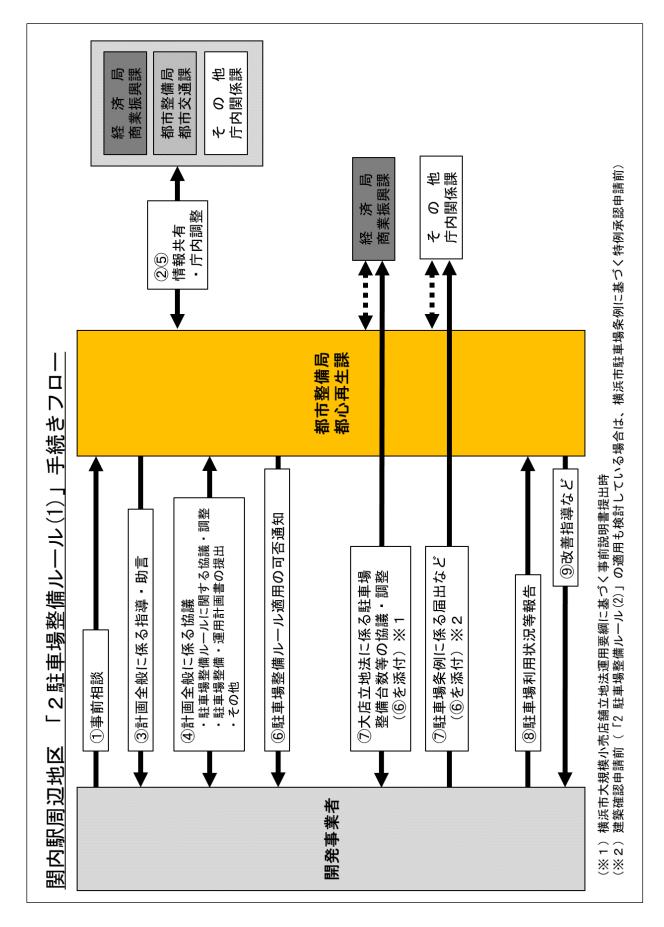
- 申請においては、様式1及び必要な資料等を提出してください。
- 申請書類は正本及び副本1部、合計2部とします。
- 正本には、申請者の記名及び押印を行い、副本においてはその写しとします。

(3) 駐車場利用状況の報告

ルールが適用された事業においては、「駐車場整備・運用計画書」に基づいた適正な駐車 場利用が行われているかの継続的な実態調査を実施し、様式2を添付の上、年度ごとに調査 結果を横浜市へ報告してください。なお、利用状況等に課題が生じた場合、横浜市より是正 等の改善措置を求めます。

駐車場利用状況の報告内容

- (1) 月別駐車場利用台数
- (2) 平日・休日の利用状況
- (3) ピーク日の利用台数
- (4) 駐車場入庫待ち行列の状況
- (5) 案内・誘導方法の状況
- (6) 駐車場料金及びサービスの状況
- (7) その他
- ※改善措置を図る場合、開発事業者は、様式3を添付の上、再度「駐車場整備・運用計画 書」を提出し、横浜市と協議するものとします。
- ※駐車場利用状況の報告内容は、駐車実態調査のデータとして蓄積を図り、駐車需要予測 の精度を高めるために活用していきます。



【関内駅周辺地区 駐車場整備ルール】

令和元年6月発行

発行·編集:横浜市都市整備局都心再生課

住所:横浜市中区港町1丁目1番地

電話/FAX:045-671-3963/045-664-3551

ホームページ: https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-

kankyo/toshiseibi/toshin/genshichoshagaikutou/chusyajyo.html